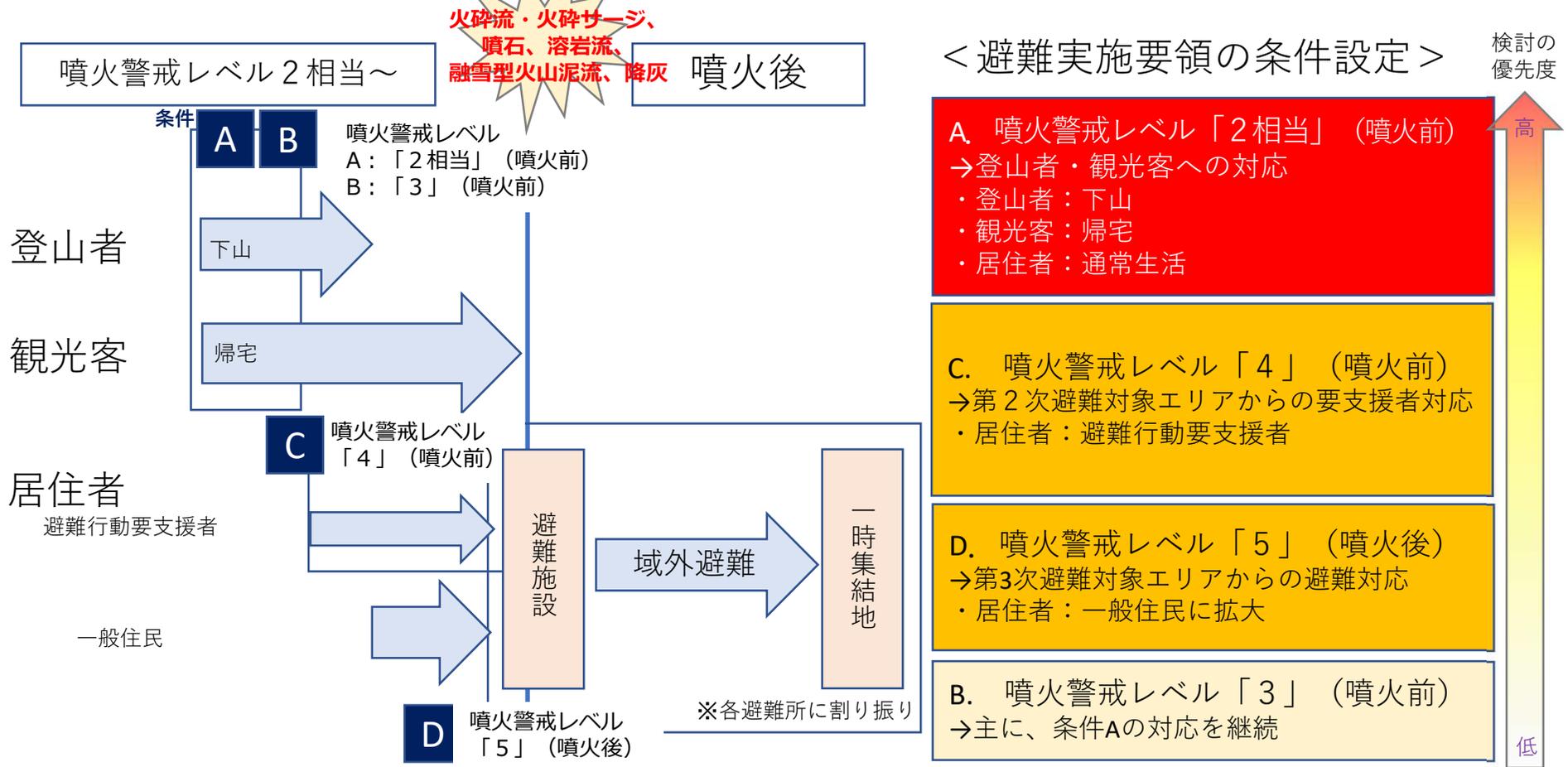


各市町村の要領の構成と内容（富士河口湖町）

資料-2①

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
条件A：噴火警戒レベル「2相当」→一般住民は通常生活。登山者の下山、観光客への帰宅を呼びかけ
条件B：噴火警戒レベル3→一般住民は通常生活。登山者の下山、観光客の帰宅対応を継続
条件C：噴火警戒レベル4→第2次避難対象エリアからの避難行動要支援者の避難
条件D：噴火警戒レベル5→第3次避難対象エリアからの居住者の避難



Aを優先する理由：火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、町として五合目以上の登山者の下山及び噴火時に帰宅困難の可能性のある登山者や観光客に帰宅を呼びかける必要がある。適切な広報対応等を実施できるか否かで、今後の噴火警戒レベル引上げの際の職員負担等も変わっていく可能性が高いと考え、**条件設定Aを優先し要領作成。**

富士河口湖町

条件 A
(噴火警戒レベル 2 相当)

【市町村名 富士河口湖町】 避難実施要領 【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
令和●年●●月●●日●●時●●分、富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、富士河口湖町とし五合目以上の登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけを行う。噴火の可能性のあるため町に災害警戒本部を立ち上げ、警戒態勢に入る。			
1 概要			
令和●年●●月●●日●●時●●分（気象庁により富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表）			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●●月●●日 ●●時●●分（気象庁により富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表）		
②場所	火口の 特定前		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	避難に際して警戒すべき火山現象：火山性地震 噴火により想定される火山現象：なし		
④火山現象の状況	火山性地震の増加		
⑤時期による特性	登山客、観光客が多い。		
⑥気象の状況			
⑦予測される影響	情報の混乱		
⑧防災上の留意事項等	情報の混乱		
3 避難の対象者			
①避難誘導の方針	噴火により危険の高い山体（五合目以上）登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけ		
②避難対象地域・避難対象者	避難対象地域：富士山火山防災対策協議会で定めた申し合わせ書に基づく注意喚起（五合目以上の登山自粛） 避難対象者：五合目以上の登山者および麓の観光客 ・一般住民： 避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 ・ 特になし ※うち、避難行動要支援者： 避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 ・ 特になし ・観光客： 帰宅、避難（域内） ・ 特になし ・登山者： 下山、特になし		
③避難対象者数	登山者：約8000名（富士山全体 最大）		
④避難誘導先	山体 →（徒歩）→ 五合目 →（自家用車・バス）→ 一時避難所※ → 帰宅（域外） ※公共交通機関の無い時間帯には一時避難所を開設		
⑤要支援者への対応			
⑥避難開始時期	発出日時を参照 火山の状況に関する解説情報（臨時）発表時		
⑦避難完了予定時期			

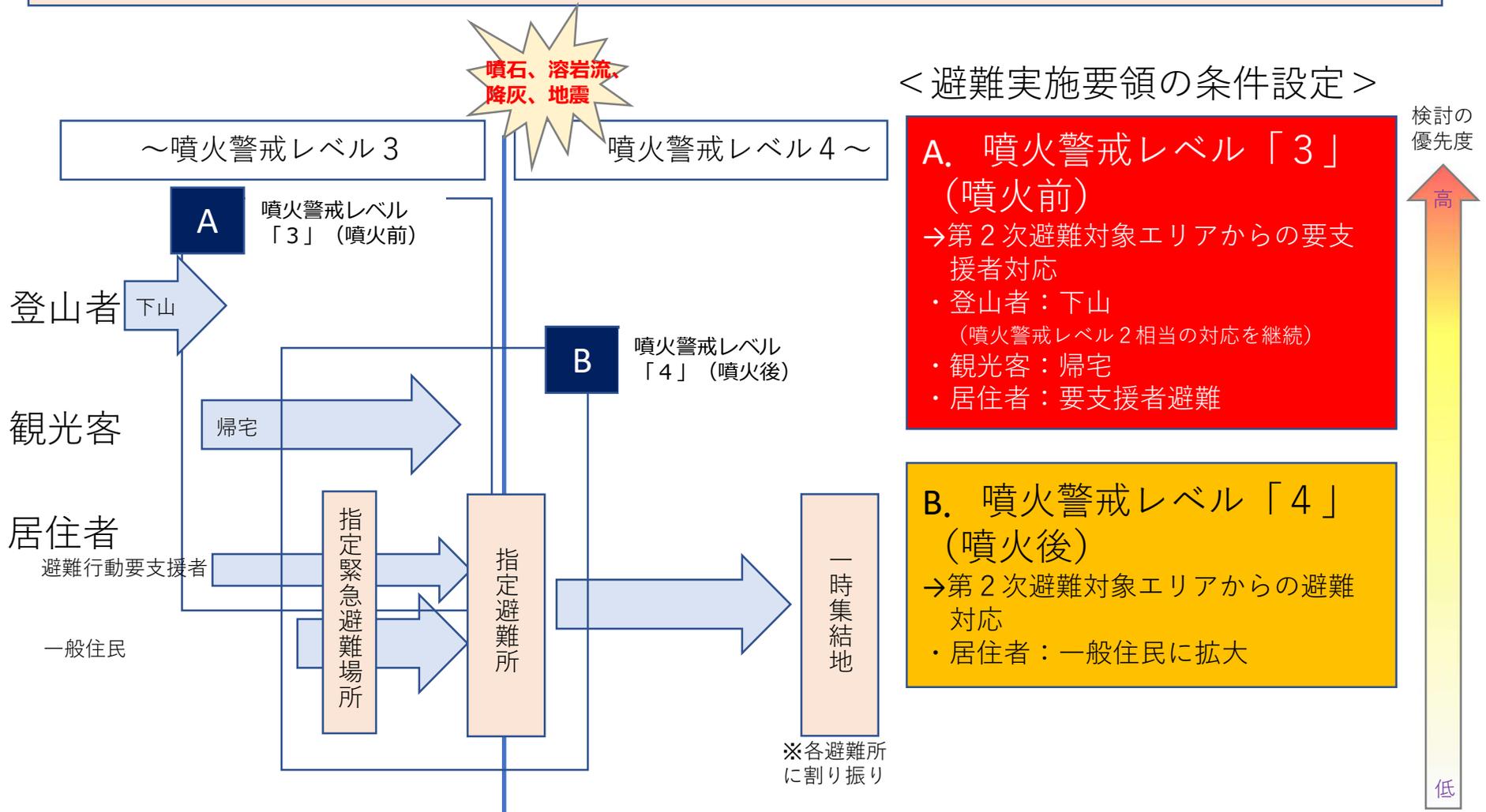
富士河口湖町

条件 A
(噴火警戒レベル 2 相当)

4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	火山対策協議会への派遣： 中央公民館：生涯学習課職員 避難所（域内） 開設主体：富士河口湖町 運営主体：富士河口湖町 ※所管課：生涯学習課		
②連絡調整先	富士河口湖町観光防災の手引きに定める、基本連絡体制		
5 避難対象者の行動（基本事項）			
①避難対象者に求める対応	家庭内備蓄品の携行： 呼びかける ・ 呼びかけない 近隣への避難の呼びかけ： 呼びかける ・ 呼びかけない 自転車等の利用： 推奨する ・ （天候等の理由により）推奨しない 自家用車の利用： 推奨する（乗合） ・ 推奨する ・ 抑制する		
②避難手段	バス： 県を通じて要請（●●人程度の搬送） ・ 市より直接要請 ・ 要請しない ・ ※必要に応じて タクシー： 県を通じて要請（避難行動要支援者●●人程度の搬送） ・ 市より直接要請 ・ 要請しない ※必要に応じて 公用車： 使用する（●台。避難行動要支援者の搬送要請に限定） ・ 使用しない		
③避難時の留意事項	正確な情報の入手方法を促す。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	スバルライン自主防災協議会		
6 情報の収集・伝達			
①情報の収集	各課より関係機関等に連絡し、収集した情報を災害警戒本部で整理する。 ・ 火山に関する情報：火山専門家、国、山梨県：地域防災課 ・ 登山者の情報：五合目以上の観光事業者：観光課 ・ 宿泊者の状況・富士山利用状況：ホテル・旅館等の観光事業者：観光課 ・ 交通情報：鉄道事業者、バス事業者、高速道路事業者：都市整備課・観光課		
②避難実施要領の避難対象者への伝達方法	一般住民：防災行政無線 ・ 広報車 ・ 町ホームページ ・ 防災メール ・ エリアメール ・ 自主防災組織 ・ 消防団 ※うち、避難行動要支援者：避難支援等関係者（名簿保有団体） ・ 民生委員 観光客：防災行政無線 ・ 広報車 ・ 町ホームページ ・ 防災アプリ ・ エリアメール ・ 事業者（町観光連盟） 登山者：県警察（登山届に記載） ・ 町ホームページ ・ 防災アプリ ・ エリアメール		
③避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 観光連盟 ・ その他（交通事業者）		
④職員間の連絡手段	※職員間の連絡網がある		
⑤協力会社・協定機関	※別紙連絡先あり 輸送、避難所開設		
⑥記者発表の対応	火山防災協議会と統一した情報発信		
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、第1次非常配備体制に移行		
②災害警戒本部	富士河口湖町長を本部長とする災害警戒本部を、本庁舎2階に設置		

各市町村の要領の構成と内容（富士吉田市）

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
 条件A：噴火警戒レベル3→避難行動要支援者を、第2次避難対象エリア外に避難誘導。
 条件B：噴火警戒レベル4→第2次避難対象エリア内の避難対象者を一般住民にまで拡大。



Aを優先する理由：噴火警戒レベル3への引上げ時には登山者、観光客、避難行動要支援者といった、避難に支援を要する方への市の対応が求められる。市による主体的な対応（帰宅の支援、名簿を用いた要支援者支援）が必要であり現行計画にない具体的な措置を決める必要があると考え、**条件設定Aを優先し要領作成。**

富士吉田市

条件 A (噴火警戒レベル3)

【市町村名 富士吉田市】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
発行日時：令和●年●月●日 ●時●分			
1 概要			
令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火警戒レベルが、「3」に引き上げられたことを受け、富士吉田市として避難対象地域内の避難行動要支援者等に対して、富士山噴火の発生に備えて第2次避難対象エリア内からの避難誘導を行う。			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●月●日 ●時●分 (気象庁により、噴火警戒レベル「3」に引上げ)		
②場所	火口の 特定前		
③避難に際して警戒すべき火山現象 (噴火により想定される火山現象)	避難に際して警戒すべき火山現象：降灰、溶岩流 噴火により想定される火山現象：降灰、小さな噴石、大きな噴石、溶岩流、その他 (地震)		
④火山現象の状況	火山性地震が発生している。		
⑤時期による特性	※①～③次第		
⑥気象の状況			
⑦予測される影響			
⑧防災上の留意事項等			
3 避難の対象者			
①避難誘導の方針	第1次避難対象エリアの登山者と、第2次避難対象エリアの避難行動要支援者及び観光客を避難誘導の対象とする。 避難支援関係者には避難行動要支援者名簿をもとに地区の要支援者宅を訪問して自主避難を促すよう依頼し、指定緊急避難場所に集合させる。もしくはは自家用車などで第2次避難対象エリア外の指定避難所への避難を誘導する。		
②避難対象地域・避難対象者	避難対象地域：富士吉田市富士山火山避難計画に定める、避難対象エリア内 (第1次+第2次) 避難対象者： 第1次避難対象エリア：登山者 第2次避難対象エリア：避難行動要支援者・避難支援等関係者・観光客 ・登山者：(下山) 特になし ・一般住民：避難 (域外) ・避難 (域内) ・避難準備 ・特になし ※うち、避難行動要支援者：避難 (域外) ・避難 (域内) 避難準備 ・特になし ・観光客：(帰宅) 避難 (域内) ・特になし		
③避難対象者数	・一般住民：1055名 ※うち、一般住民：300名 (避難支援関係者)、避難行動要支援者：466名 (第2次避難対象エリア内の公表の同意がとれている方のみ) ・観光客：18600名 (一日平均) ・登山者：2580名 (一日平均) (土日曜：4000~6000人 (一日平均))		
④避難誘導先	・一時集合場所：第二次避難対象エリア内の指定緊急避難場所 (地区会館等) ※ () は収容可能人数 新屋地区→新屋会館 (87名)、市立第5保育園 (173名)、富士山アリーナ (616名) 鐘山地区→鐘山総合スポーツセンター (1,243名) 大明見地区→大明見会館 (106名) 上宿地区→上宿会館 (79名) 中宿地区→上吉田コミュニティセンター (604名) 下宿地区→下宿会館 (71名) 中曽根地区→中曽根会館 (46名)、市立第6保育園 (153名) 松山地区→松山会館 (95名)、市立第4保育園 (392名) 御茶屋町地区→御茶屋町会館 (49名) 赤坂地区→赤坂会館 (47名) ・避難所：第二次避難対象エリア外の指定緊急避難場所 (要支援者の避難先として、施設要件 (畳、床の間) 等を考慮) 上宿、松山、赤坂地区→下吉田コミュニティセンター (328名)、竜ヶ丘会館 (103名)、旭町会館 (72名)、浅間町会館 (75名) 新屋、鐘山地区→東町会館 (79名)、富士見町会館 (95名) 中宿、下宿、中曽根、御茶屋、大明見地区→小明見会館 (94名)、向原会館 (84名)、上暮地コミュニティセンター (186名)、寿町会館 (75名)、白糸町会館 (54名)		
	富士山ハザードマップ (富士吉田市独自想定)	別紙1	
	避難対象者一覧表 避難行動要支援者一覧表 観光客数・登山者数に関する資料	別紙2 別紙3 別紙4	
	一時集合場所一覧表 避難所 (第2次避難対象エリア外) 一覧表	別紙5 別紙6	

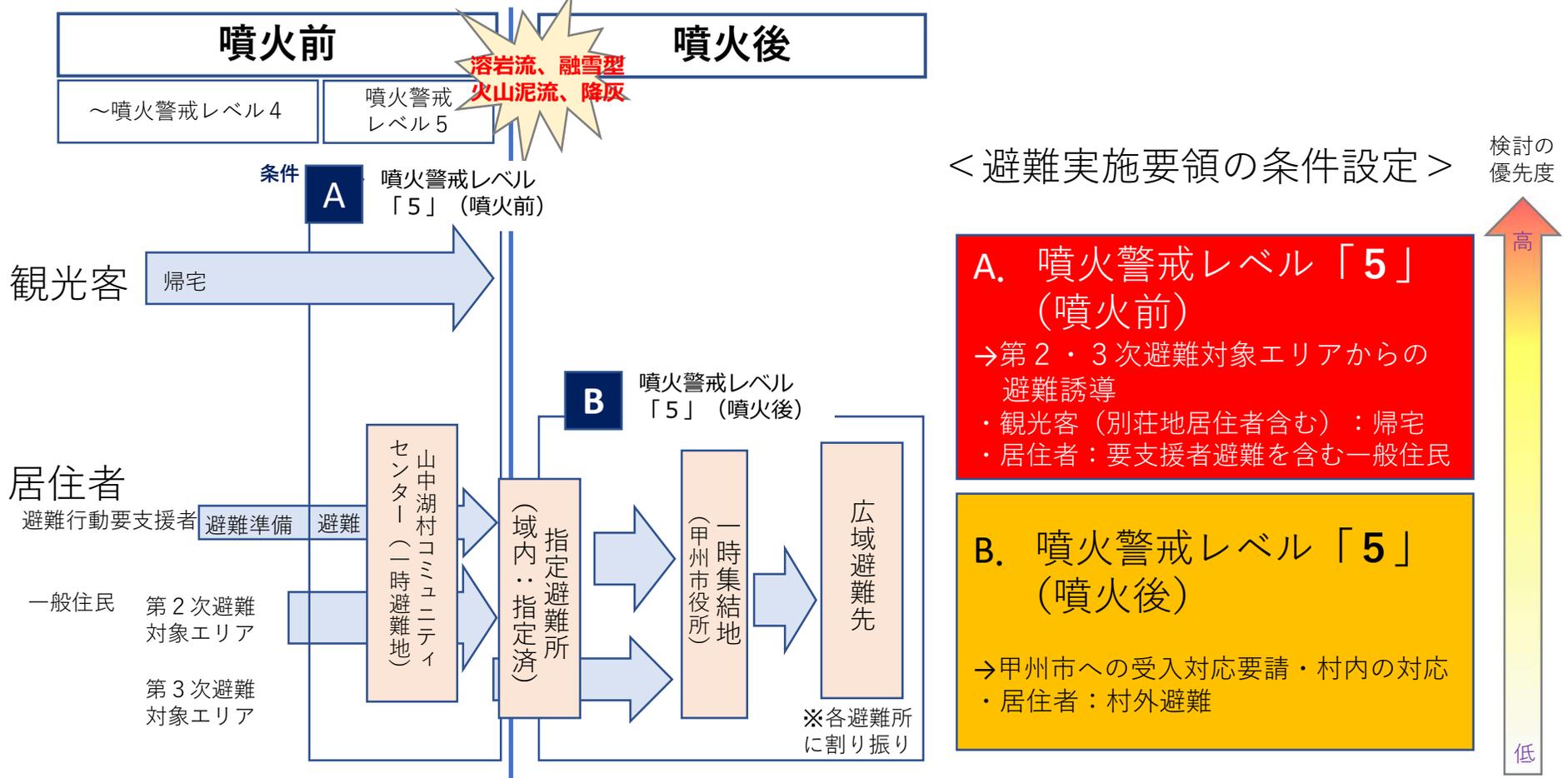
富士吉田市

条件A（噴火警戒レベル3）

⑤要支援者への対応	自主防災組織、民生委員へあらかじめ配布している名簿をもとに、支援を依頼する。 ・第2次避難対象エリア内の介護サービス事業所への電話連絡：健康長寿課 障がい福祉サービス事業所への電話連絡：福祉課 ・民生委員、自主防災会等避難支援関係者への電話連絡：安全対策課、福祉課、健康長寿課	介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所 連絡先一覧 避難支援関係者 連絡先一覧	別紙7 別紙8
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了予定時期			
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	各避難先への職員の派遣は以下のとおりである。 ・一時集合場所 ●●会館 開設主体：●●● 運営主体：●●● ※所管課：●●●課 ●●会館 開設主体：●●● 運営主体：●●● ※所管課：●●●課 ・指定避難所 ●●中学校 開設主体：●●● 運営主体：●●● ※所管課：●●●課 ●●中学校 開設主体：●●● 運営主体：●●● ※所管課：●●●課 国道●●号線 交通規制：●●● 県道●●号線 交通規制：●●●		
②連絡調整先	富士吉田市地域防災計画に定める、防災関係機関及び連絡先一覧	防災関係機関及び連絡先一覧	別紙9
5 避難対象者の行動			
①避難対象者に求める対応	家庭内備蓄品の携行：呼びかける ・ 呼びかけない 近隣への避難の呼びかけ：呼びかける ・ 呼びかけない 自転車等の利用：推奨する ・ (天候等の理由により) 推奨しない 自家用車の利用：推奨する(乗合) ・ 推奨する ・ 抑制する		
②避難手段	・自宅から指定緊急避難場所(各地区の会館等)へは徒歩で移動。 ・指定緊急避難場所から避難所へは、自家用車、徒歩等で移動。		
③避難時の留意事項			
④残留者・行方不明者等への対応協力			
6 情報伝達			
①避難実施要領の避難対象者への伝達方法	【居住者】 一般住民：防災行政無線・CATVテロップ・富士吉田市安心安全メール(登録者のみ)・富士吉田市防災アプリ(登録者のみ) 避難行動要支援者：一般住民と同様 要配慮者利用施設：避難確保計画に基づく対応を呼びかける。 【観光客】 観光協会(一財 ふじよしだ観光振興サービス)を通じて観光客への早期帰宅を呼びかける。 緊急エリアメールを送信し、観光客の早期帰宅を呼びかける。 ※市内の宿泊施設・観光施設に噴火警戒レベル3の段階での早期帰宅の呼びかけをしていただく。呼びかけ手段は屋外・館内放送		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 観光協会 ・ その他(山小屋、五合目売店等の事業者)		
③職員間の連絡手段			
④協力会社・協定機関			
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「3」の引上げに伴い、第3配備体制に移行(B配備体制による避難所開設)	富士吉田市地域防災計画P59	
②災害対策本部	富士吉田市長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置	富士吉田市地域防災計画P45・46	

各市町村の要領の構成と内容（山中湖村）

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
 条件A：噴火警戒レベル5（噴火前）→第2・3次避難対象エリアの避難誘導
 （第2次避難対象エリアの一般住民の避難、第3次避難対象エリアの要支援者避難の対応が中心）
 条件B：噴火警戒レベル5（噴火後）→（降灰等の状況に応じて）広域避難
 （降灰厚30cmに到達する場合は甲州市への広域避難を判断）



Aを優先する理由：噴火警戒レベル「5」は、村として小規模な溶岩流及び融雪型火山泥流の発生、並びに降灰に備えて一般住民を湖東（平野地区）に避難誘導する。噴火の状況により広域避難の判断に資する情報収集も必要な状況。域内での防災対応かどうかの重要局面を極力具体化していく必要性が高いと判断し、**条件設定Aを優先し要領作成。**

山中湖村

条件 A (噴火警戒レベル5)

【市町村名 山中湖村】 避難実施要領 【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
発行日時：令和●年●月●日 ●時●分			
1 概要			
令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火警戒レベルが、「5」に引き上げられたことを受け、山中湖村として避難対象地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、村内の一時避難地への避難誘導を行う。			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●月●日 ●時●分（気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）		
②場所	火口の 特定前		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	避難に際して警戒すべき火山現象：降灰 噴火により想定される火山現象：溶岩流、融雪型火山泥流、降灰		
④火山現象の状況			
⑤時期による特性	山体に積雪あり。 山体の風下側である。		
⑥気象の状況			
⑦予測される影響			
⑧防災上の留意事項等			
3 避難の対象者			
①避難誘導の方針	小規模な溶岩流及び融雪型火山泥流の発生並びに降灰に備え、第2次および第3次避難対象エリアを対象とし、影響範囲内に居住する住民等を避難させる。避難者は山中湖東岸の交流プラザきららに一時集合させ、その後平野地区の避難所に移動頂く（避難所の振り分けは区単位とする）。		
②避難対象地域・避難対象者	避難対象地域：山中湖村富士山火山避難計画に定める、第2次避難対象エリアの全方位避難および第3次避難対象エリアの一般住民は避難準備、避難行動要支援者は全方位避難とする。（別紙●参照） 避難対象者： ・一般住民：避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 特になし ※うち、避難行動要支援者：避難（域外） ・ 避難（域内） ・ 避難準備 ・ 特になし ・観光客：帰宅 ・ 避難（域内） ・ 特になし ・登山者：下山 ・ 特になし		
③避難対象者数	一般住民：第2次避難対象エリア：536名、第3次避難対象エリア：728名（別紙●参照） ※うち、避難行動要支援者：第2次避難対象エリア：55名、第3次避難対象エリア：51名（別紙●参照）		
④避難誘導先	自宅 →（自家用車または徒歩、自転車）→ 一時避難地 →（徒歩）→ 避難所（域内） （別紙●参照）		
⑤要支援者への対応	避難の呼びかけ（誰が）：避難支援等関係者（消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会（区）） 避難誘導手段（どうやって）：避難支援等関係者の乗用車 ・ 社会福祉協議会の車両 ・ 公用車 避難先（どこに）：山中湖交流プラザきらら（一時避難地） ・避難行動要支援者の名簿を各組に配布、避難支援等関係者と協議し、必要により石割の湯または協定宿泊施設に誘導。		

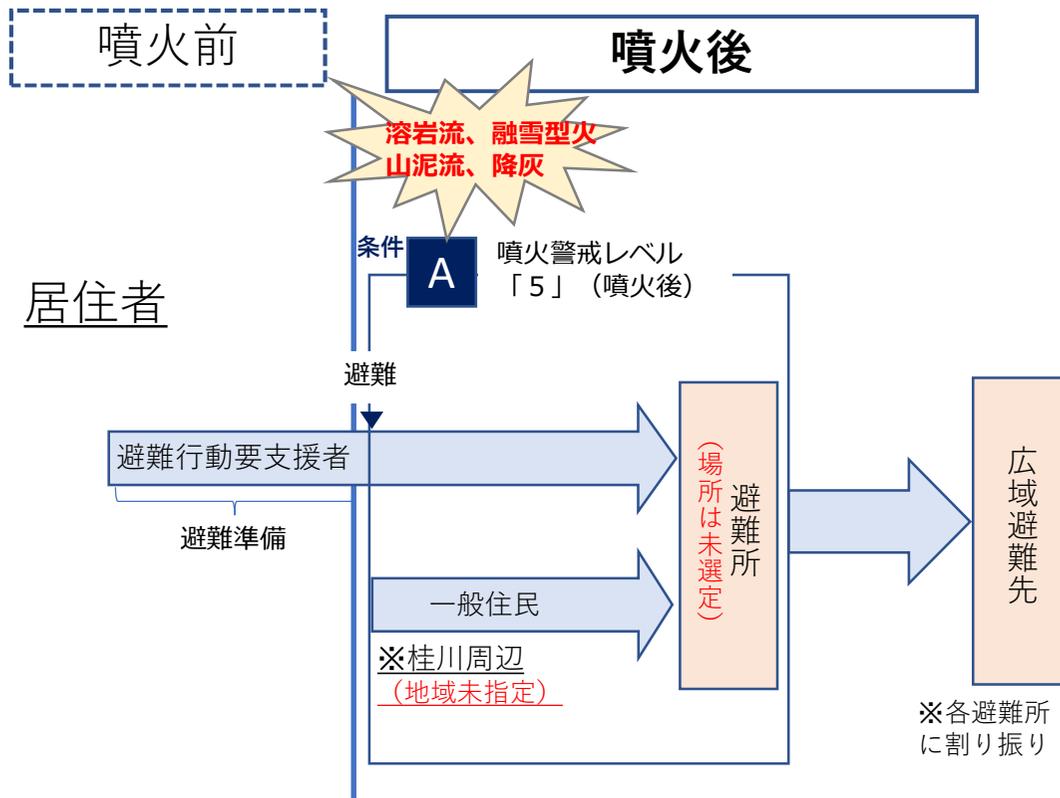
山中湖村

条件 A (噴火警戒レベル5)

4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難地(域内)：山中湖交流プラザきらら 開設主体：●●● 運営主体：村役場(総務課、福祉健康課、観光産業課、教育委員会)、施設管理者及び自主防災会等 避難所※組別に誘導： <ul style="list-style-type: none"> 山中湖村コミュニティセンター 200人 石割の湯 80人 平野保育所 270人 旭日丘公民館 100人 東小学校 740人 協定宿泊施設：平野旅館民宿組合、平野湖泊会、富士山中湖旅館民宿組合の協定先 	避難所運営 マニュアル	別紙●
②連絡調整先	●●●●計画に定める、関係機関緊急時連絡網(別紙●参照)		
5 避難対象者の行動(基本事項)			
①避難対象者に求める対応	<p>家庭内備蓄品の携行：呼びかける・<u>呼びかけない</u></p> <p>近隣への避難の呼びかけ：呼びかける・呼びかけない</p> <p>自転車等の利用：<u>推奨する</u>・(天候等の理由により)推奨しない</p> <p>自家用車の利用：推奨する(乗合)・<u>推奨する</u>・抑制する ※独力での避難が難しい方には、「自治会」の要請に応じて役場で車両を手配するなど、臨機に対応する。</p>		
②避難手段	<p>公用車：使用する(●台。避難行動要支援者の搬送要請に限定)</p> <p>自家用車：山中湖交流プラザきらら(駐車可能台数 1700台)</p>		
③避難時の留意事項	域外避難開始後の住民等との連絡手段には、●●を用いる。(別紙●参照)		
④残留者・行方不明者等への対応協力	<p>残留者・行方不明者対応：</p> <p>県、富士五湖消防本部、村消防団、富士吉田警察署、(自衛隊)等と連携し、捜索・救出班を編成して対応。</p> <p>安否情報の確認体制：</p> <p>防災会、消防団、民生委員・児童委員等と協力・連携して、安否情報を的確に広報・案内。</p>		
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	<p>一般住民：村からは、防災無線(屋外スピーカー、個別受信機)、エリアメール、ラジオ、CATV、広報車、消防団による伝達。また問い合わせ窓口の設置。自治会からは、自治会(区単位)電話連絡網(区→組→隣保組)にて伝達</p> <p>※うち、避難行動要支援者：避難支援等関係者(名簿保有団体)・民生委員・CATV・ラジオ</p> <p>観光客(別荘利用者)：防災無線(屋外スピーカー)、エリアメール、ラジオ、CATV、広報車、管理組織による伝達、問い合わせ窓口の設置。</p>		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関・観光協会・その他(警察駐在所、富士五湖消防本部、消防団、自衛隊)		
③職員間の連絡手段			
④協力会社・協定機関	『山中湖交流プラザきらら』管理会社、振興公社、学校、協定先団体		
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「5」への引上げに伴い、第3配備体制に移行※地域防災計画		
②災害対策本部室	<p>山中湖村長を本部長とする災害対策本部室を、本庁舎に設置</p> <p>※状況によって山中湖交流プラザきらら、山中湖村コミュニティセンター、平野保育所等へ本部機能を移設検討</p>		

各市町村の要領の構成と内容（西桂町）

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
 条件A：噴火警戒レベル5（噴火後）→最早での影響が予想される「融雪型火山泥流」に警戒した、桂川周辺の影響範囲からの一般住民の避難。また、降灰後の土石流に警戒した町内の避難行動要支援者への声掛け、避難。



< 避難実施要領の条件設定 >

A. 噴火警戒レベル「5」（噴火後）
 →噴火後の融雪型火山泥流、降灰後の土石流に警戒

- ・桂川周辺：影響範囲から避難
- ・町全域：要支援者の避難

Aを優先する理由：桂川周辺では降灰後の土石流の影響時期が最早で3時間と予想されている。影響範囲内にある桂川周辺の居住者を噴火直後より避難誘導することで、当面の安全は確保できると考え、要領作成。（溶岩流や降灰による人的被害の可能性は、融雪型火山泥流に比べると時間的猶予はある想定）

西桂町

条件A（噴火警戒レベル5）

【市町村名 西桂町】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
発出日時：令和●年●●月●●日 ●●時●●分			
1 概要			
令和●年●●月●●日●●時●●分、富士山の噴火に伴い噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた。融雪型火山泥流による桂川周辺への影響、降灰後の土石流の影響が予想されることから、西桂町として避難対象地域を設定、地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、指定避難所（域内）への避難誘導を行う。 避難誘導に際しては、徒歩を基本に行う。自主防災組織と連携し、桂川周辺の住民と避難行動要支援者への声掛けを行い、指定避難所までの避難を呼びかける。			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●●月●●日 ●●時●●分（富士山噴火。気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）		
②場所	火口の特定後		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	避難に際して警戒すべき火山現象：融雪型火山泥流、（溶岩流） 噴火により想定される火山現象：降灰、降灰後の土石流		
④火山現象の状況	噴火の規模：小規模噴火		
⑤時期による特性	積雪：あり（山体のみ）		
⑥気象の状況	風向：山体（火口）の風下側		
⑦予測される影響			
⑧防災上の留意事項等	新ハザードマップ：融雪型火山泥流の当町への最早到達時間：3時間程度（桂川付近）	富士山 新ハザードマップ	別紙●
3 避難の対象者			
①避難誘導の方針	融雪型火山泥流の到達が予想されている桂川付近の住民（避難行動要支援者を含む）を町の指定避難所へ避難させる。		
②避難対象地域・避難対象者	避難対象者： ・一般住民（桂川流域）：避難（域外）・避難（域内）・避難準備・特になし ※うち、避難行動要支援者：避難（域外）・避難（域内）・避難準備・特になし		
③避難対象者数	一般住民：591名 ※うち、桂川流域世帯：約100名40世帯 ※うち、避難行動要支援者：491名	避難対象世帯リスト	別紙 西桂町避難 避難行動要支援者リスト 行動要支援者名簿
④避難誘導先	【一般住民】※は地域防災計画での収容可能人数 ・中学校体育館※590人 ・きずな未来館※155人 ・いきいき健康福祉センター※145人 ・西桂町保育所※265人		
⑤要支援者への対応	個別計画に則り避難誘導を実施。（個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携） 事前に配布している名簿を活用した安否確認を実施。（自主防災組織・消防団・民生委員へ依頼） 避難の呼びかけ（誰が）：自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会・町職員・消防団 避難誘導手段（どうやって）：避難支援等関係者の車両・社会福祉協議会の車両・公用車 避難先（どこに）：【避難行動要支援者の避難先】 ・倉見地区（110名）：中学校体育館 ・柿園地区（100名）：きずな未来館 ・本町地区（30名）：中学校体育館 ・上町地区（140名）：中学校体育館 ・下暮地地区（110名）：中学校体育館 ・一部（要介護等の指定避難所への避難が困難な方）は福祉避難所のいきいき健康福祉センターへ。 【桂川流域世帯の避難先】 ・約100名40世帯：西桂町保育所		

西桂町

条件A（噴火警戒レベル5）

⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了予定時期	噴火から3時間以内に、避難対象地域から退去させる		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	【避難所運営初期職員数】 中学校体育館：7人（総務課・企画財政課・税務住民課・産業振興課・福祉保健課） 運営主体：西桂町 きずな未来館：4人（教育委員会・福祉健康課） 運営主体：西桂町 いきいき健康福祉センター：5人（総務課・健康福祉課） 運営主体：西桂町		
②連絡調整先	西桂町地域防災計画に定める、関係機関緊急時連絡先	連絡調整機関リスト	別紙 西桂町地域 防災計画P資料-1 防災関係機関連絡 先一覧
5 避難対象者の行動（基本事項）			
①避難対象者に求める対応	家庭内備蓄品の携行： 呼びかける 近隣への避難の呼びかけ： 呼びかける（親戚・知人宅への避難も合わせて行う）		
②避難手段	基本は徒歩とする。 公用車： 使用する（10台。避難行動要支援者の搬送要請に限定） ・ 使用しない 自家用車： 中学校グラウンドを臨時駐車場とする（100台程度駐車可能）		
③避難時の留意事項	域外避難開始後の住民等との情報伝達には、防災無線（移動系）、エリアメール、安心安全メール、ホームページ掲載等を使用する。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	関係機関（富士五湖消防本部、大月警察署、陸上自衛隊第1特科隊）への協力の呼びかけ（500名のカバー可能）		
⑤記者発表の対応			
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	桂川沿いの一般住民：防災行政無線、安心安全メール、自主防災組織等による戸別訪問避難誘導 避難行動要支援者：個別計画に則り避難誘導を実施（個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携し戸別訪問）		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 町商工会 ・ その他（名簿配付団体(自主防災組織・民生委員・消防団・交通安全協会等)）	名簿配布団体リスト	別紙 西桂町避難 行動要支援者制度
③職員間の連絡手段	移動系無線 ・ 個人携帯電話		
④協力会社・協定機関			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	第3非常配備体制とし、役場全正職員を配備する。		
②災害対策本部	西桂町長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置。		